

五月申 辨法 筆議

① 横濱本業請員筆議

一 一五三 7

所至也。横濱市中区西戸町可也

労働者。男一〇四名

冬加名

多田記述也。

我々ノ信託シテ三月所ノ三十位ノ就業ノ到底ノ実定

ノ始末ノ詳々トシテ信託シテ上ノ一月五十一日五十一日

中ノ一月五日五十一日七十五日八十八日九十二日九十八日

共計五枚ノ信託シテ信託シテ協定ノ所ノ就業ノ始末ノ詳々

トシテ信託シテ信託シテ信託シテ信託シテ信託シテ信託シテ

一坪上ノ一月五十一日五十一日中ノ一月五十一日七十五日

一八十五日五十一日五十一日五十一日五十一日五十一日五十一日

財團 目